

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 8 条の規定に基づき公告します。

令和 5 年 3 月 9 日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 件名	令和 5 年度 新潟市航空写真撮影業務委託
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市役所 ふるまち庁舎（古町ルフル 3 階） 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 財務部 資産税課
(4) 入札日時・場所	令和 5 年 3 月 31 日（金） 11 時 00 分 新潟市役所 ふるまち庁舎（古町ルフル 3 階） 301 会議室 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地
(5) 履行期限（履行期間）・履行場所	契約の日から令和 5 年 8 月 31 日まで 新潟市役所 ふるまち庁舎（古町ルフル 3 階） 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 財務部 資産税課
(6) 入札保証金	新潟市契約規則第 10 条第 2 号により免除
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第 17 条第 1 項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第 19 条第 1 項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第 33 条及び第 34 条の規定によります。
(11) 予定価格	公表しません。
(12) 最低制限価格	設けません。
(13) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

※仕様書、各種書式、参考資料等は、新潟市資産税課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/topics/kotei/R5kokushashin.html>

2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本店、支店または営業所があり、かつ、当該本支店等が本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 秘密保持誓約書（別紙様式1）を提出できる者
- (6) 平成25年度以降、日本国内の省庁及び地方自治体において同種の委託業務実績がある者で、契約実績一覧表（別紙様式2）を提出できる者
（※提出書類は返却いたしません）

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 秘密保持誓約書（別紙様式1） 1部
契約実績一覧表（別紙様式2） 1部
一般競争入札参加申請書（別記様式第2号） 2部
- (2) 提出先 新潟市 財務部 資産税課
新潟市中央区古町通7番町1010番地
新潟市役所 ふるまち庁舎（古町ルフル3階）
電話 025-226-1511
FAX 番号 025-223-3665
- (3) 提出方法 持参
- (4) 申請期限 令和5年3月24日（金）
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

仕様書等に対し質疑事項がある場合は、次により質疑書（別紙様式3）を提出してください。

- (1) 様式 質疑書（別紙様式3）に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和5年3月17日（金） 午後2時まで
- (3) 提出先 3（2）に同じ
- (4) 提出方法 電子メールまたはファクシミリのみとします。
電子メールアドレス shisanzei.to@city.niigata.lg.jp
FAX 番号 025-223-3665
・電子メールの場合、件名は
「【航空写真】（会社名）入札に関する質問」としてください。

・ファクシミリは、連絡先等が読み取れない場合、個別に回答が出来なくなるため、明確に記入してください。

(5) 回答日 令和5年3月23日(木)

(6) 回答方法 個別に回答するほか、資産税課ホームページに掲載します。

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/topics/kotei/R5kokushashin.html>

(6) その他 電話での受付は一切行いません。

5 入札時の注意事項

(1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。

(2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

(3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。

(5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。

(6) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。

(7) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

6 落札者の決定

本契約は予算の議決を要することから、本入札において有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札予定者とします。

7 その他

本契約の契約締結日は新年度となります。落札予定者は本契約の予定者となりますが、本契約に係る予約の権利は新潟市が有することとします。

なお、落札予定者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合には、落札の予定を取り消し、本契約を締結しないものとします。

秘密保持誓約書

_____ (以下「乙」という。) は、「令和5年度 新潟市航空写真撮影業務委託」に関する業者選定 (以下「本業者選定」という。) の秘密保持に関し、新潟市 (以下「甲」という。) に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 本秘密保持誓約は、甲が本業者選定において開示した情報の秘密保持について、乙が誓約するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において、秘密情報とは、甲から乙に対して開示される本業者選定の仕様書付属資料等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとします。

- (1) 乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか、又は公知の情報
- (2) 乙が甲から開示を受けた後、乙の責によらず公知となった情報
- (3) 開示について、甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本業者選定のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本業者選定以外の目的には、一切使用又は利用しません。

(損害賠償)

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したりしたことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を採っても構いません。

(情報の返還)

第7条 乙は、本件終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し、また甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄します。

(協議事項)

第8条 乙は、本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議のうえ円満に解決を図ります。

誓約日 令和 年 月 日

(乙) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

契約実績一覧表

商号又は名称 _____

平成25年度以降、日本国内の省庁及び地方自治体における「令和5年度 新潟市航空写真撮影業務委託」と同種の委託業務実績（主なもの1件以上2件以内）を記入すること。

	名称/担当所属	目的	業務名	契約期間
例	〇〇市/ 資産税課	固定資産	新潟市航空写真撮影業務委託	H〇.4月～R〇.3月末
1				
2				

※ 同種の委託業務実績とは、デジタル航空写真撮影、標定点測量及び同時調整、デジタルオルソ作成までを一連の業務として履行したものをいう。

※ 「名称」は、業務着手当時の省庁及び地方自治体等の名称を記入すること。

※ 「目的」は、固定資産、都市計画、総合計画等の公共測量の目的を記入すること。

同種の委託業務実績が2件以上ある場合は、固定資産を優先して記入すること。

※ 「業務名」は、当該事業の名称を記入すること。

質 疑 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(担当者
(ファクス

(押印不要)

)

)

- 1 番 号 新潟市公告第117号
- 2 件 名 令和5年度 新潟市航空写真撮影業務委託

質 疑 事 項

--

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話)

(ファクス)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和5年3月9日
番 号	新潟市公告第117号
件 名	令和5年度 新潟市航空写真撮影業務委託

令和5年度 新潟市航空写真撮影業務委託
仕様書

第1章 総則

第1条 (適用)

本仕様書は、新潟市(以下「甲」という。)が委託する「令和5年度新潟市航空写真撮影業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

第2条 (要旨)

新潟市における固定資産税課税客体の正確かつ効率的な現況把握等を行うとともに、本業務で得られた成果は今後の固定資産GIS、令和9基準年度土地評価替えの基礎資料、土地家屋経年調査、高低差調査、AI自動判読研究等多岐にわたる利用を予定している。本業務により課税における一層の均衡化、適正化を図るため必要な仕様を定めるものである。

第3条 (関係法令等)

本業務の実施にあたっては本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守すること。

- (1) 測量法(昭和24年6月3日号外法律第188号)及び同施行規則(昭和24年9月1日号外建設省令第16号)
- (2) 航空法(昭和27年7月15日法律第231号)及び同施行規則(昭和27年7月31日号外運輸省令第56号)
- (3) 国土交通省公共測量作業規程・同準則
- (4) 新潟市公共測量作業規程
- (5) 新潟市測量・調査・設計業務委託共通仕様書
- (6) 新潟市財務規則
- (7) その他関係法令及び条例、規則、通達等

第4条 (契約条件)

契約に当たっては、本業務を円滑また確実に履行するための条件として、受託者(以下「乙」という。)は、以下の技術者を配置し、法人登録資格を有すること。

- (1) 主任技術者
 - ・測量法第49条の規定に基づく測量士の有資格者
 - ・本業務と同種業務(デジタル航空カメラを使用した固定資産業務目的に使用するための撮影)の実務経験を有すること
- (2) 照査技術者
 - ・空間情報総括監理技術者(公益社団法人日本測量協会認定)の有資格者
 - ・本業務と同種業務(デジタル航空カメラを使用した固定資産業務目的に使用するための撮影)の実務経験を有すること
- (3) 担当技術者
 - ・測量法第49条の規定に基づく測量士又は測量士補の有資格者
- (4) 法人登録資格
受託者は、契約前に次の法人登録資格を確認できる証明書等の写しを提出すること。
 - ・JISQ15001(プライバシーマーク)又はISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)

第5条 (提出書類)

乙は、本業務契約時及び着手時において以下の書類を甲に提出すること。

【契約時】

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 作業従事者名簿
- (4) 主任技術者及び照査技術者の業務経歴書
 - ・前条に示す配置技術者要件を証する資格者証写し及び一般財団法人日本建設情報総合センターに登録された登録内容確認書（テクリス）を添付すること
- (5) 前条に示す法人登録資格証写し

【着手時】

- (1) 業務計画書
 - ・乙は、本業務の作業方法、使用する主要な機器、要員、工程等、作業中の連絡体制（緊急時含む）等について適切業務計画を立案し業務計画書を作成し、甲の承認を得ること
 - ・業務計画書に変更が生じる場合は、変更計画書を作成し、甲の承認を得ること
- (2) 主要な機器点検証明書
 - ・使用する航空機の耐空証明書（国土交通省）
 - ・使用する撮影機材（直接定位装置）のキャリブレーション証明
 - ・GNSS 測量機器検定証明書（公益社団法人日本測量協会）

第6条（測量法に基づく手続き）

測量法等の規定に基づく下記の公共測量の諸手続きは、乙が代行すること。

- (1) 公共測量実施計画書（測量法第 36 条）
- (2) 測量標・測量成果の使用承認申請書（測量法第 26・30 条）
- (3) 測量成果等の提出

第7条（疑義等）

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議し甲の指示に従うこと。

第8条（履行期限）

本業務の納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 納入期限 令和 5 年 8 月 31 日
- (2) 納入場所 新潟市役所 財務部 資産税課
- (3) 本業務で得られる撮影成果は、後続作業で使用するものであり、以下の期日を設定する。

	工 種	期日
1	撮 影	令和 5 年 4 月 21 日までに撮影完了すること
2	標定点測量	令和 5 年 4 月 28 日までに実施すること
3	数値写真（原画像データ） 自動補正 ORI ファイル	令和 5 年 5 月 31 日までに納めること
4	簡易オルソフォト画像	令和 5 年 5 月 31 日までに納めること
5	最終成果品	令和 5 年 8 月 31 日までに納めること

なお、長期天候不順その他不可抗力によって撮影が出来ない場合は、甲と協議のうえ期日を再設定する。

第9条（成果品の帰属）

本業務の成果品はすべて甲に帰属するものとし、許可なく第三者に公表、貸与、使用してはならない。

第2章 業務内容

第10条（業務概要）

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 撮影（デジタル）
 - ・業務対象地域 726.28 km²（新潟市全域：別紙①）
 - ・地上解像度 地図情報レベル 500（8.0cm以内解像度を標準とする）
（撮影範囲内で地図情報レベル 500 図化が可能なこと）
- (2) 標定点測量及び同時調整
 - ・標定点測量 13 点以上
 - ・同時調整 726.28 km²
- (3) デジタルオルソ作成
 - ・業務対象地域 726.28 km²（新潟市全域：別紙①1683 ファイル）
 - ・オルソ品質 地図情報レベル 1,000
 - ・空間参照系 日本測地系及び世界測地系 2011
 - ・数値標高モデル作成 新潟市市街化区域 129.85 km²（別紙②参照）
 - ・陰影部可視化済み画像データ作成 726.28 km²（別紙③参照）
- (4) 打合せ協議 1 業務
- (5) 電子成果品作成 1 式

第11条（撮影（デジタル））

撮影は、前条の業務概要に基づき以下の作業を実施すること。

- (1) 撮影計画
- (2) 総運航
- (3) 撮影
- (4) 滞留
- (5) GNSS/IMU 計算
- (6) 数値写真作成

第12条（標定点測量及び同時調整）

標定点測量及び同時調整は、第 10 条の業務概要に基づき以下の作業を実施すること。

- (1) 標定点測量
- (2) 同時調整

第13条（デジタルオルソ作成）

デジタルオルソ作成は、第 10 条の業務概要に基づき以下の作業を実施すること。

- (1) 作業計画
- (2) 数値地形モデル作成
- (3) 数値標高モデル作成
- (4) オルソ画像作成（陰影部可視化済み画像データ作成含む）
- (5) 成果等整理

第14条（撮影計画）

撮影計画は、撮影機器の選定、撮影縮尺の決定など、1/25,000 地形図等を利用して行い、撮影航法（撮影コース及び各コースの撮影開始、終了地点等）ならびに撮影基地、撮影時間等の作業全般にわたる計画・準備を行うこと。

- (1) 第2条で記載のとおり本業務成果の利用目的から撮影範囲を別紙①のとおりとし、新潟市行政範囲を含む全図郭割りを対象とする。撮影は同一コースでは等高度、直線とし、コースごとに比高差を十分考慮し、新潟市の地形等を考慮した基準面を設定する。
- (2) 地形等の状況により、実体空白部を生じないようにすること。
- (3) 撮影計画においては、撮影区域を完全にカバーするため、コースの始終区域外に最低1モデル以上の撮影を行うこと。
- (4) 撮影計画では、高層建築物が多い中央区を主としたエリア（別紙①撮影コース追加対象図郭）では、倒れ込みによる隠ぺい部を排除するため標準撮影コース間に1コースずつ追加すること。
- (5) 撮影基地は、新潟空港として起算する。本拠飛行場からの空輸費は計上しない。

第15条（航空機及び機材）

撮影に使用する航空機及びデジタル航空カメラは、下記の性能を有すること。

- (1) 航空機は、GNSSナビゲーション機能を搭載し、等高度の安定した飛行が行える機体を使用する。
- (2) デジタル航空カメラは、エリアセンサータイプとし所定の地上画素寸法を確保する。
また、カメラ本体にGNSS/IMUが内蔵され、撮影時点の三次元座標とカメラの三軸の傾きを直接計測できるカメラを使用する。
- (3) 撮影用カメラの色調は、14ビット（16,384階調）以上とする。
- (4) GNSS/IMUは、6ヶ月以内にキャリブレーションを実施した装置であること。

第16条（撮 影）

撮影は、下記に定める条件を考慮し作業を行うこと。

- (1) 撮影飛行時は水平飛行とし、計画撮影高度及び計画撮影コースを保持する。
- (2) 同一コース内の隣接空中写真との重複度（オーバーラップ）は60%以上、隣接コースの空中写真との重複度（サイドラップ）は30%以上を標準とする。
- (3) 撮影は令和5年4月21日までに完了することとし、時間帯はおおよそ9:00～14:00の間で気象条件等が良好な時間帯に撮影を行うこと。
- (4) GNSS衛星の作動状態、飛来情報を考慮し、片寄った配置の時間を避けると共に、撮影条件の良い時間に行うこと。
- (5) 乙は、撮影開始から終了までの期間、甲に撮影の実施連絡を朝夕の2回報告すること。

第17条（滞 留）

乙は、撮影作業期間において、撮影に適した気象状況になるまで、撮影要員（操縦士・整備士・撮影士）を撮影基地にと留まらせなければならない。

第18条（GNSS/IMU計算）

GNSS/IMU計算は、航空機に搭載されたGNSS/IMU装置の観測データと、地上GNSS基準局で取得した観測データから飛行軌跡を解析し、撮影時刻データと同調させ、撮影時の写真主点の外部標定要素（水平位置、高さ、3軸の傾き）を求めること。解析処理結果は、速やかに作業規程に基づく点検を行い、精度管理表等を作成し、再撮影の要否を判定すること。

外部標定要素は、ORIファイルとして取りまとめ、精度管理表とともに成果品とする。

第19条（数値写真作成）

数値写真作成は、撮影されたパナクロ画像及びRGB等のカラー画像を合成して作成すること。なお、画像データは、フルカラー、各色8ビット以上に加工し、合成されたカラー画像ファイルには、撮影日、コース番号、写真番号等の情報を付加する。また、データファイル形式は非圧縮のTIFF形

式とし、電子媒体に格納すること。

第20条（点 検）

撮影及びカラー画像合成が終了したときは、速やかに作業規程に準じて検査を行い、精度管理表等を作成する。検査の結果により再撮影の必要がある場合は、乙の負担にて速やかに再撮影を行うこと。

- (1) 撮影高度の適否
- (2) 撮影コースの適否
- (3) 実体空白部の有無
- (4) 写真の傾き及び回転量の適否
- (5) 統合処理の良否
- (6) 数値写真の画質の良否

第21条（デジタルオルソ作成作業計画）

作業計画は、全章で作成された数値写真を基にオルソ画像を作成する作業手法、使用機器、要員、工程等について適切な計画を立案する。

2 デジタルオルソの精度は次のとおりとする。

地図情報レベル	水平位置 (標準偏差)	数値地形モデル	
		グリッド間隔	標高点 (標準偏差)
1000	1.0m以内	10m以内	0.5m以内

第22条（標定点測量）

標定点測量は、航空写真画像上で明確に判断できる箇所（道路の白線等）を同時調整計算時の基準となる点として選定し 13 点以上設置すること。ネットワーク型 RTK-GNSS 測量における単点観測法により実施する。

なお、基準点は、国土地理院設置の電子基準点を使用するものとし、作業範囲周辺に選点すること。

作業にあたっては管轄する警察署にて道路使用許可申請を行い、作業地域、作業時間帯について事前に甲に連絡すること。

2 標定点の精度は次のとおりとする。

地図情報レベル	精度	水平位置 (標準偏差)	標高 (標準偏差)
1000		0.1m以内	0.1m以内

第23条（同時調整）

同時調整は、デジタルステレオ図化機により、パスポイント・タイポイント及び標定点の写真座標を測定し、GNSS/IMU 計算により得られた外部標定要素との調整計算を行った上、各数値写真の外部標定要素及びパスポイント・タイポイント、水平位置及び標高を求め、同時調整成果表を作成することとし、作業規程に従って作業を実施すること。

第24条（数値地形モデル作成）

数値地形モデル作成は、デジタルステレオ図化機等を使用し、直接定位計算により取得された外部標定要素をもとに、ステレオマッチング手法により標高情報を自動取得し、グリッドまたは不整形三角網へ変換することとし、作業規程に従って作業を実施すること。

第25条（数値標高モデル作成）

数値標高モデル作成は、第 19 条で作成した数値写真、前条で作成した数値地形モデルを用いて SfM (Structure from Motion) 等の技術を利用し、地上構造物や樹木等を取り除いたグランドデータを作成する。作成したグランドデータから内挿補間により 50 cm×50 cmメッシュの DEM (数値標高モ

デル)を作成し、標高値の精度は±50 cmを標準とする。作業範囲は概ね新潟市の市街化区域 129.85 km²を対象とするが(別紙②)、詳細については甲乙協議のうえ決定する。

精度検証は、標定点測量で観測した地点の座標値と DEM データを比較し、DEM データと現地データである標定点測量成果の標高値較差を求め、作業範囲である市街化区域 129.85 km²に含まれる点について平均値及び標準偏差を求める。作業範囲の比較点 75%以上に対し標高精度を確保すること。

なお、作成したデータは固定資産 GIS で利用できるようシェープファイル等の汎用的なデータ形式とし、電子媒体に格納すること。

第26条 (オルソ画像作成)

オルソ画像作成は、数値地形モデルを用いて、数値写真を正射投影に変換し正射投影画像を作成した後、隣接する各正射投影画像をデジタル処理により結合させ、オルソ画像データファイルを作成する。画像上で明瞭に判読可能な路面標識や地上構造物を選定し、水平位置、色調、局所の歪み、接合について点検を行い精度管理表にまとめること。

なお、デジタルオルソ画像データは、甲が固定資産業務にて使用する地番図の図郭(別紙①地番図図郭割り・デジタルオルソ)単位(レベル 1000:縦 600m×横 800m)で作成する。各図郭間での接合処理においては、家屋等構造物を配慮した接合を行うこと。

また、現況をより鮮明に把握するため、陰影部を画像処理にて可視化した陰影部可視化済み画像データを作成すること。なお可視化のレベルは概ね別紙③可視化処理レベル図と同等の処理を行うこと。

第27条 (成果等整理)

成果等整理は、品目、員数等、品質検査を充分に行い、品質評価表、メタデータ、製品仕様書を作成する。

第28条 (ビューワソフトの納入)

デジタルオルソ画像の簡易利用を目的に、ビューワソフトを納入する。

なお、納入するビューワソフトは新潟市の他部署でも簡易的に利用できるものとし、新潟市職員端末(パソコン)に別途インストールを必要としないソフトであること。必要な機能は下記のとおりとし、データ作成範囲等の詳細については協議すること。

- (1) 高速拡大・縮小
- (2) 高速スクロール
- (3) 印刷
- (4) 画像出力(TIFF 等)【出力解像度選択機能】

第29条 (電子成果品作成 [固定資産GIS用データ作成])

デジタルオルソのオリジナル画像データは、TIFF 画像として保持するが、固定資産 GIS 用の軽量化されたデータを合わせて作成する。軽量化画像データの保存形式は、JPEG データとする。

第30条 (打合せ協議)

打合せ協議は、着手時・業務途中 1 回・完了時の 3 回を予定する。

第3章 成果品

第31条 (成果品)

本業務における成果品は下記のとおりとする。

なお、成果品は外付けハードディスクに格納すること。

- (1) 撮影 (デジタル)
- 1) 数値写真 (原画像データ : TIFF 形式) 一式
 - 2) サムネイル画像 (軽量化データ : JPEG 形式) 一式
- (2) デジタルオルソ作成
- 1) デジタルオルソ画像データ (TIFF 形式) 1,683 ファイル
 - 2) デジタルオルソ画像データ (JPEG 形式) 1,683 ファイル
 - 3) 陰影部可視化済み画像データ (JPEG 形式) 1,683 ファイル
 - 4) 位置情報ファイル (TFW : 世界測地系 2011・日本測地系) 1,683 ファイル
 - 5) 位置情報ファイル (JGW : 世界測地系 2011・日本測地系) 1,683 ファイル
 - 6) 数値地形モデルデータ 一式
 - 7) 数値標高モデルデータ (シェープファイル) 一式
 - 8) ビューワ (ビューワ用加工済デジタルオルソ画像含む) 一式
- (3) 報告書
- 以下の内容で報告書を作成すること。作成した報告書はハードディスク格納に加え書面にて1部納品すること。
- (撮影)
- 1) 撮影記録及び精度管理表 一式
 - 2) 品質評価表 一式
 - 3) 撮影標定図 一式
 - 4) 同時調整成果表 (外部標定要素) 一式 (ORI ファイルを含む)
 - 5) パスポイント、タイポイント成果表 一式
 - 6) 写真座標測定簿 一式
 - 7) 地上検証点明細票 一式
 - 8) メタデータ 一式
- (デジタルオルソ)
- 1) 精度管理表 一式
 - 2) 品質評価表 一式
 - 3) メタデータ 一式
 - 4) 製品仕様書 一式
- (その他)
- 1) カメラデータ 一式
 - 2) 全域画像 (TIFF 形式) 一式
 - 3) 索引図 (画像索引図画像) 一式
- (4) 公共測量対応 : 国土地理院への測量成果提出
- 公共測量の終了時に必要になる測量成果は、乙にて準備する。

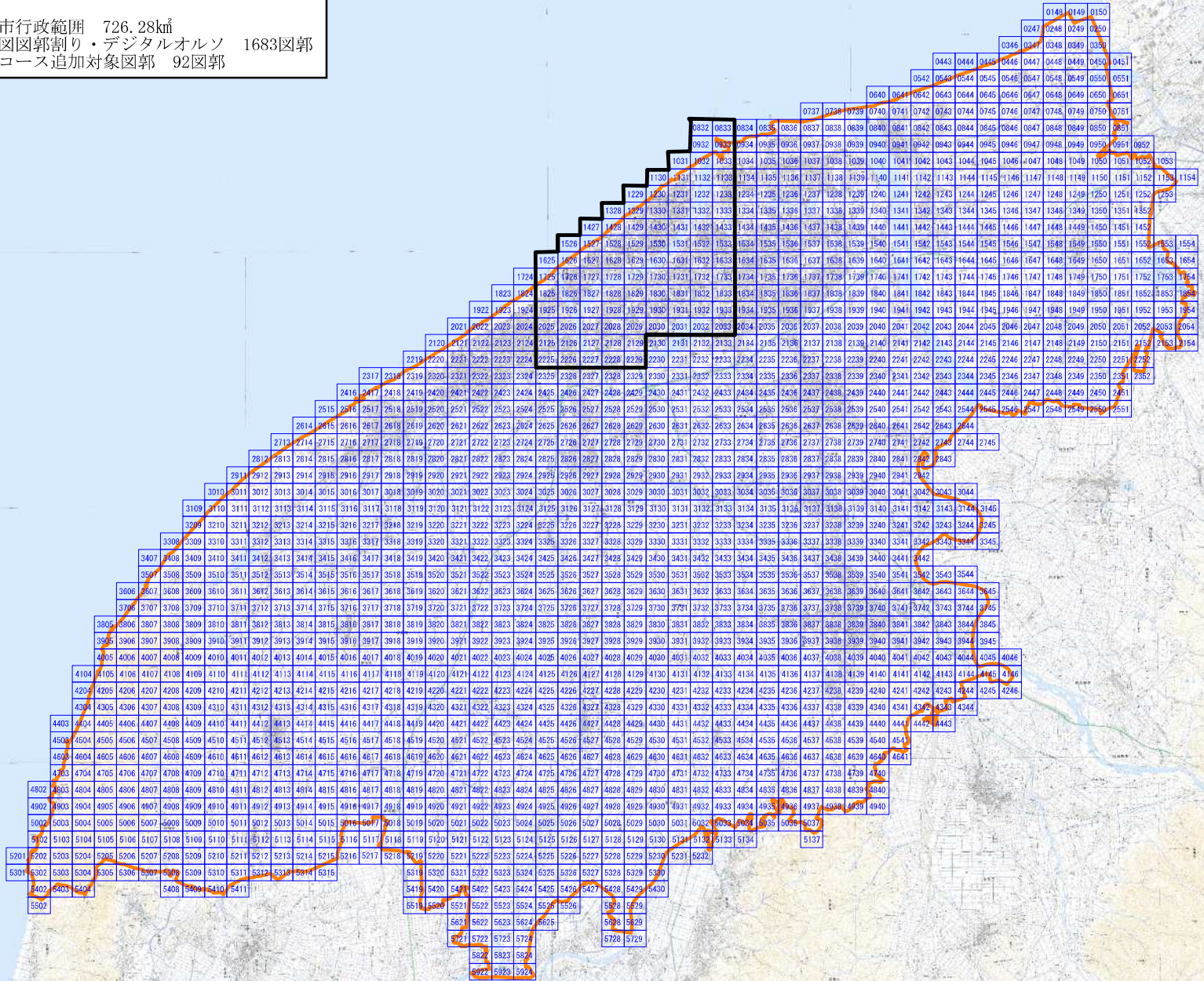
第32条 (ウイルスチェック)

本業務における成果品を電子的手段により納品する場合は、成果品が完成した時点で最新のウイルス対策を実施し、納品すること。

以 上

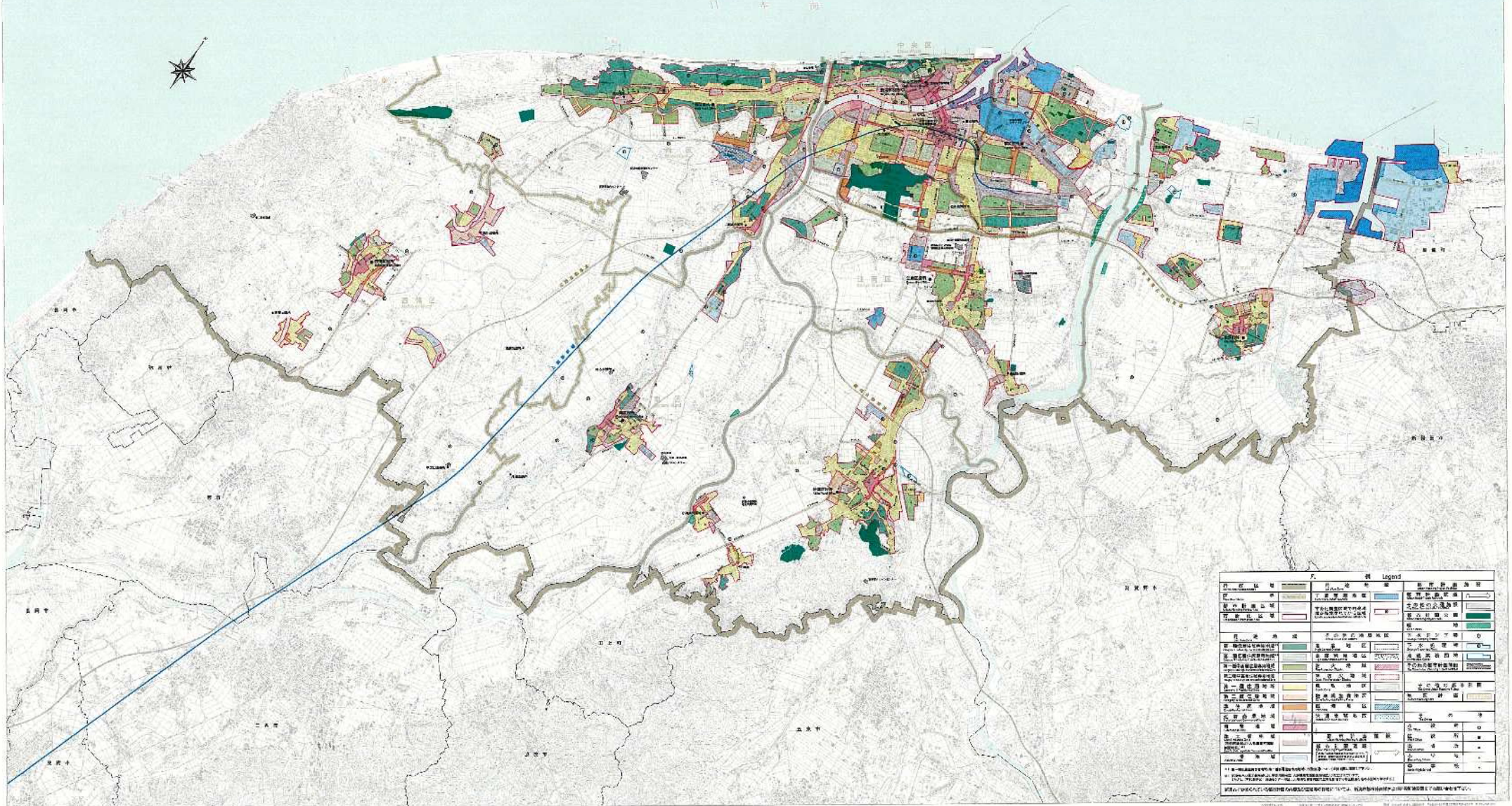
別紙①

- 新潟市行政範囲 726.28km²
- 地番図図郭割り・デジタルオルソ 1683図郭
- 撮影コース追加対象図郭 92図郭



※詳細は新潟市ホームページより都市計画図をご確認ください。

新潟市都市計画図 Niigata City Planning Map



凡 例 Legend		
計画区域	計画道路	無計画区域
第一種住居地域	主要幹線道路	無計画区域(河川)
第二種住居地域	主要幹線道路(支線)	無計画区域(公園)
第三種住居地域	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第一種商業地域	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第二種商業地域	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第三種商業地域	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第一種工業地域	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第二種工業地域	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第三種工業地域	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第一種遊園地域	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第二種遊園地域	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第三種遊園地域	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第一種緑地	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第二種緑地	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第三種緑地	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第一種公園	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第二種公園	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第三種公園	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第一種緑地	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第二種緑地	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第三種緑地	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第一種公園	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第二種公園	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)
第三種公園	主要幹線道路(支線)	無計画区域(緑地)

1:50,000

Copyright © 2015 Niigata City Planning Department. All rights reserved. This map is for informational purposes only and does not constitute a legal document. For more information, please visit the Niigata City website.

別紙③ 可視化処理レベル図

陰影部可視化処理前



陰影部可視化処理後

